

名古屋市教育委員会定例会

平成 30 年 3 月 27 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- 日程 1 第 46 号議案 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について
- 日程 2 第 47 号議案 教育長等専決規則の一部を改正する規則案について
- 日程 3 第 48 号議案 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について
- 日程 4 第 49 号議案 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について
- 日程 5 第 50 号議案 上汐田教育集会所処務規則案について
- 日程 6 第 51 号議案 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について
- 日程 7 第 52 号議案 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について
- 日程 8 第 53 号議案 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について
- 日程 9 第 54 号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について
- 日程 10 第 55 号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について
- 日程 11 第 56 号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について
- 日程 12 第 57 号議案 名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について
- 日程 13 第 58 号議案 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について
- 日程 14 第 59 号議案 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について
- 日程 15 第 60 号議案 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則案について
- 日程 16 第 61 号議案 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について
- 日程 17 第 62 号議案 名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について

出席者

杉 崎 正 美 教育長
野 田 敦 敬 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員

教育次長始め、事務局員 30 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 16「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」及び日程第 17「名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思っております。また、会議録につきましても非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、組織・サービスに係る規則改正の議案であります、

日程第 1 第 46 号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」、日程第 2 第 47 号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」、日程第 3 第 48 号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」、日程第 4 第 49 号議案「名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について」、日程第 5 第 50 号議案「上汐田教育集会所処務規則案について」、日程第 6 第 51 号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」、日程第 7 第 52 号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」、日程第 8 第 53 号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」の 8 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

日程第 1 の第 46 号議案から日程第 8 の第 53 号議案までは、平成 30 年度の事務局・公所の組織及び職員のサービスに関する規則改正でございますので、一括してご説明いたします。

日程第 1 の第 46 号議案「名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について」及び日程第 2 の第 47 号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」、2 件まとめてご説明いたします。

3 月 22 日の教育委員会、第 41 号議案でお諮りしました、教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る市長との協議について、協議が整いましたので、生涯学習センターに関する事務の、区長への委任及び補助執行の廃止に関して、関係規則を改正するものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

続きまして日程3第48号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」説明させていただきます。

平成30年度の教育委員会事務局の組織改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。組織改正の内容につきましては、2月9日開催の教育委員会でご報告いたしておりますが、このことを規則で定めるものでございまして、議案の最後に、参考として事務局の機構図を添付いたしましたので、あわせてご覧ください。

改正の内容は、主に2点ございます。

1点目は、参事の新設及び生涯学習部の組織改正でございます。

図書館に関して、保有資産量の適正化を見据えた老朽化対策の実施や市民ニーズ等を踏まえた利便性・サービスの向上が大きな課題となっており、これらの課題への対応や、第2次名古屋市図書館中期計画及び第3次名古屋市子ども読書活動推進計画における取組みの確実な実施には、教育委員会事務局と図書館の連携が必要不可欠であることから、事務局に「図書館改革の推進」を担当する参事及び生涯学習部主幹を新たに設置いたします。なお、参事は鶴舞中央図書館長が兼務し、主幹は鶴舞中央図書館の図書館改革担当主幹が兼務いたします。

また、第46号議案及び第47号議案でもご説明いたしました、中川区はじめ5区の生涯学習センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、事務局の生涯学習の推進及び管理等合理化担当主幹と、生涯学習センターに勤務しております、地域の生涯学習の振興担当主幹を廃止いたします。

2点目は、総務部の組織改正でございます。

幼稚園の再編等に係る実施計画の策定が終了いたしましたことから、学校規模の適正化等担当主幹につきまして分担事項を変更いたします。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

続きまして、日程第4第49号議案「名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

今年度新設いたしました学校事務センターにつきまして、係の事務分掌を変更するものでございます。具体的には、庶務担当を給与係から事務支援係に変更し、「他の係の主管に属しないこと」の事務を事務支援係が分掌することとするものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

続きまして、日程第5第50号議案「上汐田教育集会所処務規則案について」をご説明いたします。

中川生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせ、また、緑生涯学習センター分館である上汐田教育集会所の事務を教育委員会が行うことに伴い、上汐田教育集会所の組織等を定める等の必要があるため、名古屋市生涯学習センター処務規則の全部を改めます。また、上汐田教育集会所を教育委員会の公所に位置付けるため、附則において「公所と称する規則」の一部を改正いたします。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、日程 6 第 51 号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。

校務系ネットワークの構築など、学校における情報化推進を図るため、教育センターにネットワーク整備を担当する主幹及び主査を設置することとし、その分担事項について規定を整備するものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

続きまして日程 7 第 52 号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について」でございます。

科学館においては、夜間投影、市民観望会等の夜間事業の開催のため、夜間における業務が恒常的に発生しており、現在は、職員の超過勤務により対応しておりますが、その勤務実態に即して、副館長以下の職員の勤務時間の割振り等を、夜間事業の時間帯を含めて行うことができるよう改めるものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

続きまして日程 8 第 53 号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則案について」でございます。

学校教育部指導室に所属し、市立中央高等学校の昼間定時制課程においてスクールカウンセラーの職務にあたる一般職の任期付職員の勤務時間等について、同校の教職員と連携して生徒の支援等を行う必要があることから、事務局職員の取扱いによるほか、同校の昼間定時制課程の教育職員と同様の取扱いをするため、勤務時間の特例等を定めるものでございます。

施行期日は、平成 30 年 7 月 1 日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(杉崎教育長)

第 52 号議案の科学館。従前から超勤でやっていたのを今回割振り変更にするのは非常にいいことだと思うが、なぜ今なのか。

(永井科学館副館長)

恒常的に超過勤務が多くなってきておりまして、時間数も最近月 80 時間を超えることも増え、抜本的に見直さなければなかなか減らない。人は増えない中で超勤を減らすには、皆で分担して、時間差勤務を設けることによってなんとか超過勤務をまず減らしたいという思いからでございます。

(杉崎教育長)

そうすると、ずれたところの人員稼働数は減るけどそれは大丈夫なのか。

(永井科学館副館長)

夜間投影や市民観望会が土日にあたりますと、確かに午前中科学館忙しいものですから、なかなか難しいとは思っております。夜間の方はできるだけ人数を絞りまして、時間差勤務をできるだけ少なくしてなんとか乗り切ろうかと思っております。平日の夜間観望会等でしたら、平日はまだ比較的午前中がそれほど混みませんので、少しはやりくりができるかと思っております。

(野田委員)

今 A から F までの方があるわけですが、それぞれ時間帯によって A が何人 F が何人とそういうやりくりをするというわけですね。

(永井科学館副館長)

はい。できるだけ夜を絞ろうかと思っておりますが、やりくりしていきます。

(杉崎教育長)

人事委員会にはもう了解は取れているのか。

(永井科学館副館長)

はい。いただいています。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、日程第 1 第 46 号議案から日程第 8 第 53 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、生徒定員に係る規則改正の議案でございます。日程第 9 第 54 号議案「古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 10 第 55 号議案「名古屋市立

特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 11 第 56 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」の 3 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

では順次説明させていただきます。

まず日程 9 第 54 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」でございます。

北高等学校、名古屋商業高等学校及び若宮商業高等学校の生徒定員を、募集人数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴い、変更するものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

続きまして日程 10 第 55 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」でございます。

南養護学校、天白養護学校及び守山養護学校の高等部普通科の生徒定員につきまして、募集する学級数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴い、変更するものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

続きまして日程 11 第 56 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」でございます。

改正の内容は、2 点ございます。

1 点目は、近年の入園児の状況等を勘案して、神の倉幼稚園の園児定員及び学級数を変更するものでございます。

2 点目は、預かり保育の実施時間につきまして、子育て支援の充実を図るため、第一幼稚園はじめ 7 園の実施時間を、はとり幼稚園と同様 8 時間までに変更するものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

では、特にご意見もないようですので、日程第 9 第 54 号議案から日程第 11 第 56 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 12 第 57 号議案「名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

では第 57 号議案について説明させていただきます。

名古屋市奨学金の受給資格の一つに「経済的理由により修学が困難であること」があり、具体的には、申請者の保護者等が市町村民税の所得割を課されていないことが要件となっております。その判定を、現行は、奨学金の支給を受けようとする学年度の 7 月 1 日を基準日として行っておりますが、7 月 1 日以降に市町村民税の額の修正がなされることがあることから、当該年度の最新の課税情報で判定するよう改めるものでございます。

なお、生活保護の生業扶助等を受けていないことにつきましては、従来どおり 7 月 1 日を基準に判断いたします。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

では、特にご意見もないようですので、日程第 12 第 57 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 13 第 58 号議案「名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

では第 58 号議案につきましてご説明をさせていただきます。

博物館及び美術館における観覧料の納付及び観覧券の交付につきまして、現行の規則では、入場者は、観覧料の納付と引き換えに、観覧券の交付を受けることとなっておりますが、旅行業者などが発行する観光施設の周遊クーポンの利用者や「博物館友の会」の会員などについては、この手続きを行うことに実務上の困難が生じております。そのため、教育委員会が特別の事由があると認めるときには、クーポンや会員証の提示により入場し、

クーポンの発行者等が利用実績をまとめて後納するなど、例外的な取扱いができるよう、規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(船津委員)

入場者自身はなにか特別なことが変わるという事ではないですよ。入場者が不利になるわけではない。

(神谷博物館副館長)

これまでも、友の会の会員であれば会員証を見せればその場では払わない。後で精算して会の方から入れる。それからクーポンの場合は、これは博物館ではやっておりませんが、旅行会社から精算ということで、友の会の場合は変わりませんし、クーポンの場合はこれから新しく入れて、その場で払わなくてよいということが可能になるということでございます。

(杉崎教育長)

現実に応じた対応ということですね。

他よろしいですか。

それでは他にご意見もないようですので、日程第 13 第 58 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 14 第 59 号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

では、第 59 号議案について説明させていただきます。

中学校施設のスポーツ開放、すなわち地域スポーツセンターでの施設使用に関しまして、

大曾根中学校の運動場は、照明設備を備えておりますが、平日夜間の開放の期間が現在は4月1日から10月31日までとしております。こちらにつきまして、年間を通じてテニスの練習や試合ができるようにしてほしいとのご要望が高まっておりますことから、開放月日を変更するものでございます。

施行期日は、平成30年4月1日でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、なにかご意見やお尋ねがありましたらどうぞ。

(杉崎教育長)

ひとつ確認だけ、33校以外は夜間照明がないということでもいいですか。

(百合草総務課長)

ないです。

(杉崎教育長)

要望があれば、他のところもちょっとずつでも33に近づいていくわけか。

(百合草総務課長)

さまざまな事情を勘案しながらということになります。

(杉崎教育長)

まあ地域の関係とかいろいろということだね。

(小嶋委員)

夜間の照明ができて、夜間のスポーツが活発に行われることは望ましいと思うんですが、光熱費の増加による負担はどのようなことになるのでしょうか。

(大坪企画経理課長)

夜間の照明に関する光熱費ですが、案分してスポーツの方から出していただく形になりますので、学校そのものの光熱費を圧迫するという事はないです。そちらの方で予算を組んでいますので。ただ、きっちりその額が来るかどうかというのは、想定値でやっている関係で、多少入り繰りはあるかと思えますけれども、そういった形で手配はしております。

(杉崎教育長)

夜間の電気つける代わりに昼間のエアコン止めるってことはないわけだね。ということで、ご心配なく。

(野田委員)

要するに、33校が照明付いていて、夜間やっているのがこの19校ということですか。そうすると、他のところはどうなったら夜間通年になるのか、どれくらいの団体から要望があったらなるかというのは決まっているのですか。

(大坪企画経理課長)

基本、夜間照明は区に2校というかたちで原則これまでやってきています。だからこれでほぼほぼいっぱいなんですけれども、地域によって、先ほど話題にも出たように、強い要望があったりして、状況の中で勘案して増やすということがないとは言い切れないという状況なんですけど、ただ、予算的に、ちょっと前のデータですが、たしか照明を付けるのに2,000万円近くかかったはずなので、1,600万円かそんな金額だったと思いますので。もちろん運営費はそれとは別ですけども、照明を新しくその33校以上に付けようとするとなかなか大変かなとは思っています。

(野田委員)

質問したのは、要するにいくつくらいの団体から要望があったら付けるのか。付けるための条件というか。

(大坪企画経理課長)

特にそういったものを定めてはございません。

(梶田委員)

各区に2校って今お聞きしたんですけど、この照明というのは基本的には生徒たちのための照明なんですよね。

(大坪企画経理課長)

いえ。地域スポーツセンターとあって、地域に開放するための照明です。

(梶田委員)

そうすると、19校は開放していないんだけど、地域に開放するために付けたんだけど、要望がないから開放していないのが14校あるということでしょうか。通年ではないということでしょうか。

(大坪企画経理課長)

そうです。通年ではなく、冬の寒い間は使わないとそういったかたちになっているのが14校です。

(野田委員)

それでさっき、通年になるにはどうしたらいいですかという質問をしました。

(中田スポーツ施設担当主幹)

通年になるということでの要望の状況は、という事だと思うんですけども、これまで4月から10月までを使っている状況から、通年というかたちが変わるところで、具体的には、サッカーの競技をやりたいということで、サッカーは冬場もずっとやられるということで、そういった競技団体だとか、もちろん学校の開放ということもありますので、地域の方の調整、ご理解をいただくといいところで、地域からも開放してください、地域でも使いたいよというようなことでご要望をいただくといいかたちで進んでいるところがございます。

(杉崎教育長)

希望と、地域の理解みたいなことだね。半年から1年にのばすというのは。

(中田スポーツ施設担当主幹)

そうですね。あとは学校側の状況で、今いっぱいいっぱい使えませんよという、学校側の事情もあつたりもするんですけども。運動場が狭いというようなこともあつて、開放できる種目かどうかということもあるかとは思いますが、一応競技団体だとか地域の理解ということです。

(杉崎教育長)

よいですか。それでは他にないようですので、日程第14第59号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第15第60号議案「名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

第 60 号議案につきまして説明させていただきます。

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の施行に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものでございます。

具体的には、歴史の里の供用時間及び休場日、古墳案内施設の展示室の観覧券、利用料金の減免、志段味古墳群資料の特別利用、指定管理者の指定の手続き等について規定するものでございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、なにかご質問等ありますか。

2 月議会で成立した条例の規則ということでけっこういろんなものが盛り込んでありますね。

(杉崎教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 15 第 60 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これより日程第 16 へ移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、関係職員以外の方はご退席をお願いします。

日程第 16 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 35 分終了